

2014年9月議会

林じゅん質問 一問一答方式

1. 放課後児童クラブ（学童保育）の充実について

（1）基準の向上

来年度からの新制度への移行に向けて市の条例案が上程されています。

パブリックコメントや子ども・子育て会議を経て関係者の意見を取り入れて一定の修正が行われていることは評価します。

それでもまだ改善の余地があったり具体化を詰めなければならないことが多々あります。

子ども1人あたりの面積は1.65㎡とされています。国基準より下げなかったことを評価する向きもありましたが、下げなくて当然です。

ただし子ども1人あたり1.65㎡は、子ども達が遊んだりおやつを食べたり宿題をしたりするために使える面積ではなく、指導員の業務スペースなども含んでいます。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」では保育園については乳児室またはほふく室、保育室または遊戯室と純粋に子どもが過ごす場所の面積を定めています。その他の施設でも子どもが過ごす場所の面積を規定した上で他に調理室や便所など必要なものを定めています。

現状では指導員の仕事の内容がクラブによって異なっていて、業務スペースの取り方もまちまちです。事務に場所を取らずに子どもの為に使えばいいかというところというわけでは無く、保育の質や事務管理の向上の為にはそれなりの場所も必要になります。

指導員、条例では放課後児童支援員ということになりますが、放課後児童支援員の業務と業務を行う場所が必要なことを明確にしなくては本当に必要な面積や適切な処遇を決められません。

そこでお尋ねします。

1. 5年間で利用者の見込み量を確保するとしている中には1人あたり1.65㎡を満たしていないクラブを基準を満たすようにすることも含んでいますか。

2. 放課後児童支援員の資格には経過措置が設けられています。経過措置期間中は資格取得に援助ができませんか。

3. 放課後児童支援員の業務、子ども達の生活を明確にしてそのために必要な施設/設備を確保していくべきではありませんか。

4. 資格が定められる放課後児童支援員の待遇を向上する為に社会保険に加入できるようにするといくら予算が必要ですか。人数や勤務時間、決算の報償金から算出できませんか。

5. クラブの規模の大小にかかわらず安定的に有資格者を配置できるような補助金の仕組みは考えていますか。

6. 条例案の21条では事故が起こった場合の措置は事業者が行うように読めます。市は事業者の協議の相手ではなく実施主体として責任の主体ではありませんか。

7. 条例でも政令でも放課後児童クラブの名称については触れられていません。利用者に条例の基準に沿った施設とそうでない施設を明確にする必要はありませんか。

8. 儲かりそうなら参入し、儲からなければ撤退する営利企業の参入はさせるべきではありませんが、ご所見をお聞かせ下さい。

## (2) 新年度への具体的対応

11 月頃には多くの小学校で来年度の新入生への説明会を行い、それに合わせて放課後児童クラブも資料配付や説明会を行います。

秋には受け入れ対象や保護者負担金をどうするのか決めておく必要があります。

市は小学校ごとにニーズが把握できるように3～5年生の保護者を対象にしたアンケートのひな形を各クラブに示していますが、独自に希望調査を行っているところもあります。

想定はされたことですが、現状では夏休みなどの長期休業中のみの利用に希望が強いことが示されています。

そこでお尋ねします。

1. 市がアンケートのひな形を作り各クラブが小学校で配布しています。アンケートの内容については各クラブの裁量に任されている部分があります。市として統一的なデータはどうやって集めますか。

2. 高学年は夏休みをはじめとする長期休みのみの短期の利用希望が多数あります。市として短期利用への対応をどう考えていますか。

3. 補助金の対象にならない長期休みのみの短期利用は割増料金にしないとクラブの採算が合いません。短期的であれ子どもを受け入れるならば全員に対応できるだけの施設、体制を備えなければなりません。かといって現在の多くの放課後児童クラブでは余剰の備品や人員を抱える余裕はありません。長期休みに希望者を受け入れやすくなるような制度は考えられませんか。

4. 条例では開所日数の定めしかありません。土曜保育の推進はどのように図りますか。

5. 高学年の児童に対応する為の研修はいつ始めますか。

## 2. 読書環境の充実について

### (1) 司書の位置づけ

今年6月27日に議員提案された学校図書館法の一部改正案が全会一致で可決されました。施行は来年4月です。

学校図書館に学校司書の配置を努力義務としたもので、現場からは法律上の位置付けが明確になったと期待の声があると同時に結局、努力義務に過ぎず国の予算措置は複数の学校に非正規を配置するものでしかないことで本当に学校司書の配置が進むのか、後退するのではないかと不安視する声もあります。

国会審議で我が党の田村智子参議院議員が岡山市の学校図書館の取り組みを視察したことを踏まえて議論しています。

学校司書が子ども達に本の紹介をするブックトークの様子が本を知り尽くしているからこそできる絶妙なものだった、と評価し、学校司書に高い専門性を認めた上で配置の義務づけ、正規職員化の必要性を論じていました。

同時に別な自治体での学校司書が非常勤である為に先生との連携が取りにくく悩んでいるとの実態調査が紹介されていました。

参議院や衆議院の委員会審議の中で、提案議員が「地方公共団体が～学校司書が継続的、安定的に職務に従事する環境に努めることが重要」、「地方公共団体にしっかりと働きかけをしたい」「学校司書の水準が引き下げられる事態は決してあってはならないと認識」と何回も発言しています。

そして政府の副大臣、大臣政務官は「地方公共団体が自主的に推進していく取り組みに十分配慮しつつ検討していく」と答弁をしています。

それらが付帯決議に反映されています。

また「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議」が『これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）』をまとめています。

その中で「学校図書館担当職員の配置については、職務が十分に果たせるよう、その充実に関する前向きな検討とともに、学校図書館担当職員の職務の特性から、継続的な勤務に基づく知識や経験の蓄積が求められることを踏まえ、その配置や支援を継続して行うことが大いに期待される。」と述べられています。

しかし2012年度からの学校司書配置のための地方財政措置は年間約150億円 週30時間2校に1人年間105万円です。しかも単年度措置です。

現状では、国の発想は学校司書を継続的な勤務ができるよう正規職員として雇用するものになっていません。

全校配置という点では進んでいる岡山市も学校司書129人のうち正規が39人、嘱託が90人と非正規が3分の2以上です。

正規職員は週38.75時間、嘱託職員は週36時間の勤務であり、2.75時間の差があります。

どの学校でも児童・生徒に同じ読書環境を提供する為に勤務時間に違いがあるのは不合

理です。

学校図書館を有効に機能させる為には学校司書も先生との会議に出るなどしてその学校での授業内容、進度、子ども達の様子を把握して連携しなくてはなりません。勤務時間が短い嘱託職員ではどうしても不都合が出ます。

文部科学省初等中等教育局から7月29日付けで『学校図書館法の一部を改正する法律の公布について（通知）』が出されています。

学校図書館法の一部改正について、現在の配置水準が下がることのないように留意することなど附則を含めて趣旨が書いてあり、周知することが求められています。

そこでお尋ねします。

1. 学校図書館法の一部改正の主眼は、努力義務とはいえ、学校司書の配置が位置づけられたことです。岡山市はむしろ先を行っており、国が追いついてきた感じです。先進事例として市はどう自己評価していますか。

2. 学校図書館法の一部改正に当たっての付帯決議が付されています。その趣旨はどのようなものですか。

3. 学校図書館法の一部改正について学校現場への周知はどのように行われていますか。

4. 児童・生徒に配置されている学校司書が正規か嘱託を知らせて勤務時間が異なるために対応の違いがあることを説明しますか。

5. 平成29年度に県費教職員が市へ移行します。市の人件費になるわけですが人件費抑制方針のしわ寄せを非正規雇用の存続に繋げるべきではないと思うが所見を。

6. 嘱託の学校司書は継続して雇用されていますか。

7. 学校図書館法で位置づけが明確にされたのを機に学校司書の身分保障を進めるべきではありませんか。

## （2）図書館整備

今年の3月25日に教育委員会定例会で「岡山市立図書館の在り方について」が原案可決されました。

市民サービスの向上については前向きな点があり、貸し出しの利便性などについて工夫されていると思います。

ソフト面でのサービス向上には人員体制が必要ですが、分析が不十分だと思います。またハード整備については図書館整備実施計画を見直すと言っているとはいえ避けているのかと思えるくらい触れていません。

図書館整備実施計画 平成14年度改訂版では次のように述べられています。

### 「(4) 東部地域

東部地域とは、おおむね西大寺地域を除く旭川以東の地域を指すが、この地域は操山山

系を間に南北 2つの人口密集地域を持っている。

この内、南の地域は道路網が比較的整備されていることから、自動車を使用すれば西大寺図書館や中央図書館、幸町図書館などの利用が比較的容易である。また北の地域は国道 2 号で市街地中心部につながっており、自動車を使用すれば、幸町図書館や中央図書館の利用も可能である。

しかしながら図書館の利用エリアは徒歩もしくは自転車で行ける範囲が主となるものであり、北の地域には東公民館と高島公民館が、南の地域には操南公民館と富山公民館がそれぞれ整備されているとはいうものの、いずれも現状では図書館サービスが行き渡っておらず、基幹となる地区図書館の整備の必要性が非常に高い地域である。」

この地域は現在も宅地造成が進み居住者が増えています。平成 14 年度改訂版の認識は有効なままです。

そこでお尋ねします。

1. 教育委員会は「岡山市立図書館の在り方について」をまとめています。その中で地区図書館の役割はどんなものだと書いていますか。
2. 公共図書館の司書の人数と雇用形態はどのようになっていますか。
3. 図書館実施整備計画の記述は現在も有効だと考えます。ご所見をお聞かせ下さい。
4. 公共図書館がない中区の図書館についての住民要望をどう受け止めていますか。中区にも図書館を整備すべきではありませんか。
5. 「公共施設等マネジメントに関する基本的方針」を地区図書館新設のブレーキにしてはならないと考えますがご所見をお聞かせ下さい。